

天		第		執行指定		決裁指定		保存期限	
長		長		大		件		受	
		參謀本部		委		名		領	
				政務次官		滿波領事館相互設置件		陸軍省文書第一三六三號	
長		長		局長		副局長		起元臨(課名)	
				主務官		書記官		軍務課	
				主務官		書記官		陸軍省	
				主務官		書記官		軍務課	
房官		課局		主務		書記		昭和	
了結		出		領受		領受		昭和	
昭和		昭和		昭和		昭和		昭和	
年		年		年		年		年	
一月		十月		十月		十月		十月	
二十		二十		二十		二十		二十	
日		日		日		日		日	

書記官 回付(決行前)

(決行後)

審案 筆記者

陸

軍

軍務課 九日 締

(陸滿密)

次官ヨリ内東軍參謀長宛電報

(暗部)

滿波領事館設置ニ関スル件 昨日滿波兩國

大使第十二回目ノ會談結果兩者ノ意見漸ク

一致シ来ル十九日午後滿洲國大使館ニ於テ公文

ヲ交換スルコトナレルニ付諒承アリ度シ

詳細ハ大使發報告ニヨリ承知セラレ度

追テ公文及議事録

後送ス (了) 昭和三十四年十月十日

本交渉ハ約一年

度
於テ公文
先見漸ク
夜兩國

6540

本文渉ハ約一年ニ亘リタルモノナリ

0920

(裁決)行決 同 體		帶 運		決行指定		決裁指定		十年		保存期限	
長(部)局		長(部)局		大臣		大臣		件名		番 號	
				官 次		官 次		満波領事館相互設置ノ件		陸満密受第一三六三號	
				官 次		官 次					
長 課		長 課		局長務主		官副級高		官與參		起元應(課名)	
				長課務主		副 主		書記官			
				員課務主		副 官				軍 務 課	
				房官臣大		課 局 務 主					
				了 結		出 提		領 受		番 號	
				昭 和		昭 和		昭 和		軍務課九一九號	
				年 月 日		年 月 日		年 月 日			
				昭 和		昭 和		昭 和			
				年 月 日		年 月 日		年 月 日			
				十 月 二 十 日		昭 和 十 年 十 月 廿 日					

政務官 書記官 回付(決行前)

(決行後)

審 案
筆 記 者



陸

軍

次官ヨリ關東軍參謀長宛電報（暗號）

（陸滿密電）

昨十九日滿波領事館相互設置ニ關スル協
定成立之兩國大使間ニ交換公文ノ署名ヲ
了シ爰ニ滿波兩國ノ國交確立ヲ見タルハ
慶賀ニ堪ヘス

殊ニ本協定ニ於テ波側ニ日滿特殊關係ヲ
承認セシメタルコトハ滿側外交ノ大ナル成功

ト祿スヘク衷心ヨリ祝意ヲ表ス

満側ニモ可然御傳ヘテ乞フ



陸軍大臣 二〇〇〇

昭和十三年十月二十日

1053

陸軍